

第2回 長浜市下水道事業審議会

令和2年2月19日（水）

1

長浜市下水道事業部

第2回審議会の審議内容

■ 議事

(1) 維持管理計画について

- ①流域下水道の維持管理計画について
- ②流域関連公共下水道の維持管理計画について
- ③農業集落排水処理施設の維持管理計画について

(2) 経営改善の推進について

- ①運営基盤の拡大について
- ②徴収事務の委託・収納対策について
- ③前期経営計画の取組効果について
- ④経営改善の推進について

(3) 課題の検討について

- ①受益者負担金制度のあり方について

(1) 維持管理計画について

3

① 流域下水道維持管理計画について

北部流域下水道事務所管理施設の概要

【浄化センター】

	東北部処理区	
処理場位置	彦根市松原町 米原市磯地先	
処理場面積	46.7 ha	
処理人口	全体計画	345,000 人
	H29末	266,745 人
処理水量	全体計画	205,800m ³ /日
	H29末	120,750m ³ /日
排除方式 処理方法	分流式：凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法＋急速濾過法	
流域幹線	H29末	155,750m
ポンプ場	H29末	6ヶ所

【流域幹線（長浜市関係分）】

幹線名	位置	延長(計画)	管径
木之本東幹線	起 相撲町	14,330m	φ1,350mm ～φ450mm
	終 木之本町広瀬		
木之本西幹線	起 相撲町	(11,280m)	φ800mm ～φ250mm
	終 高月町西柳野		
浅井幹線	起 酢	5,030m	φ1,350mm ～φ800mm
	終 大路町		
長浜第一幹線	起 松原町	13,060m	φ2,400mm ～φ1,350mm
	終 相撲町		
長浜第二幹線	起 松原町	14,900m	φ1,350mm ～φ1,200mm
	終 加納町		

【ポンプ場（長浜市関係分）】

位置・場所	処理能力
長浜 (相撲町)	41.2m ³ /分
姉川 (川道町)	3.9m ³ /分

① 流域下水道維持管理計画について

東北部処理区第6期経営計画(案)

維持管理費（浄化センター・流域幹線・ポンプ場）

（単位：千円）

項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人件費	69,603	84,168	84,168	84,168	84,168	84,168
光熱水費	119,281	54,435	55,403	56,327	57,075	57,556
修繕費	100,000	208,109	211,079	210,419	214,049	220,099
委託料	1,555,275	1,511,446	1,550,076	1,559,971	1,625,050	1,637,617
その他管理費	26,848	28,640	22,999	23,714	20,744	20,768
消費税	3,930	10,055	8,582	9,277	4,319	2,744
合計	1,874,937	1,896,852	1,932,306	1,943,875	2,005,404	2,022,952

令和2年度からの維持管理計画（案）では、県が運営する浄化センターの老朽対策として計画的な設備修繕が盛り込まれています。また、負担削減への取組として、令和2年度に溶融炉を廃止することで大幅な動力費の削減が図られています。

① 流域下水道維持管理計画について

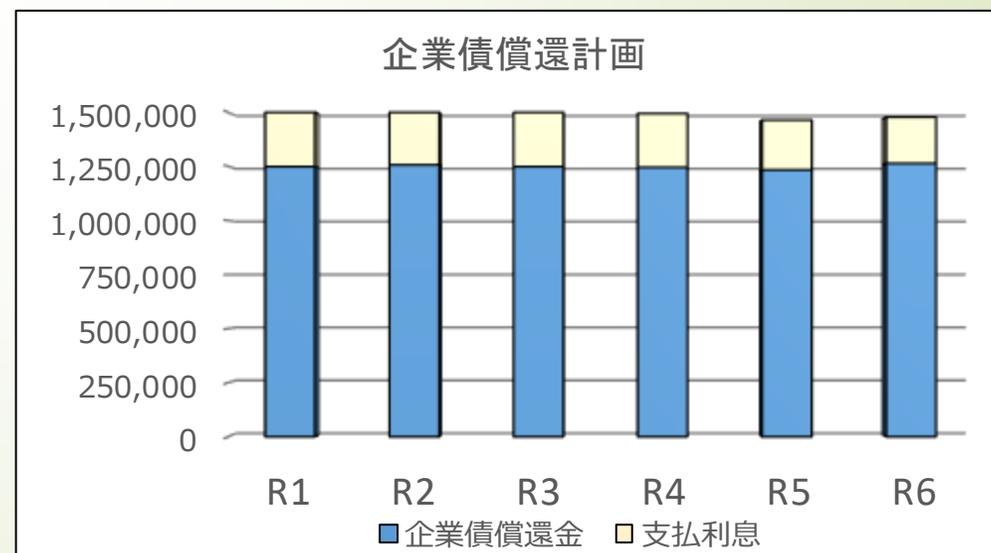
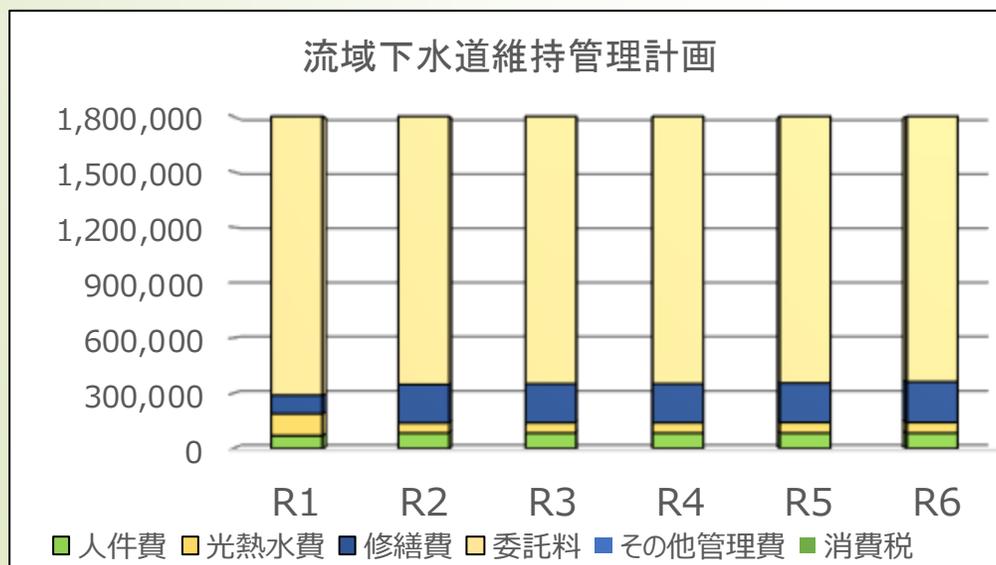
東北部処理区第6期経営計画(案)

資本費（建設に借り入れた企業債）

(単位：千円)

項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
企業債償還金	1,248,630	1,256,826	1,248,275	1,245,096	1,233,907	1,263,384
支払利息	305,166	289,248	268,741	248,387	230,553	214,511
合計	1,553,796	1,546,074	1,517,016	1,493,483	1,464,460	1,477,895

県発行の企業債償還計画です。償還の進捗により償還額は減少しています。



① 流域下水道維持管理計画について

計画水量（関係市町推計水量） 東北部処理区第6期経営計画（案）

（単位：m³）

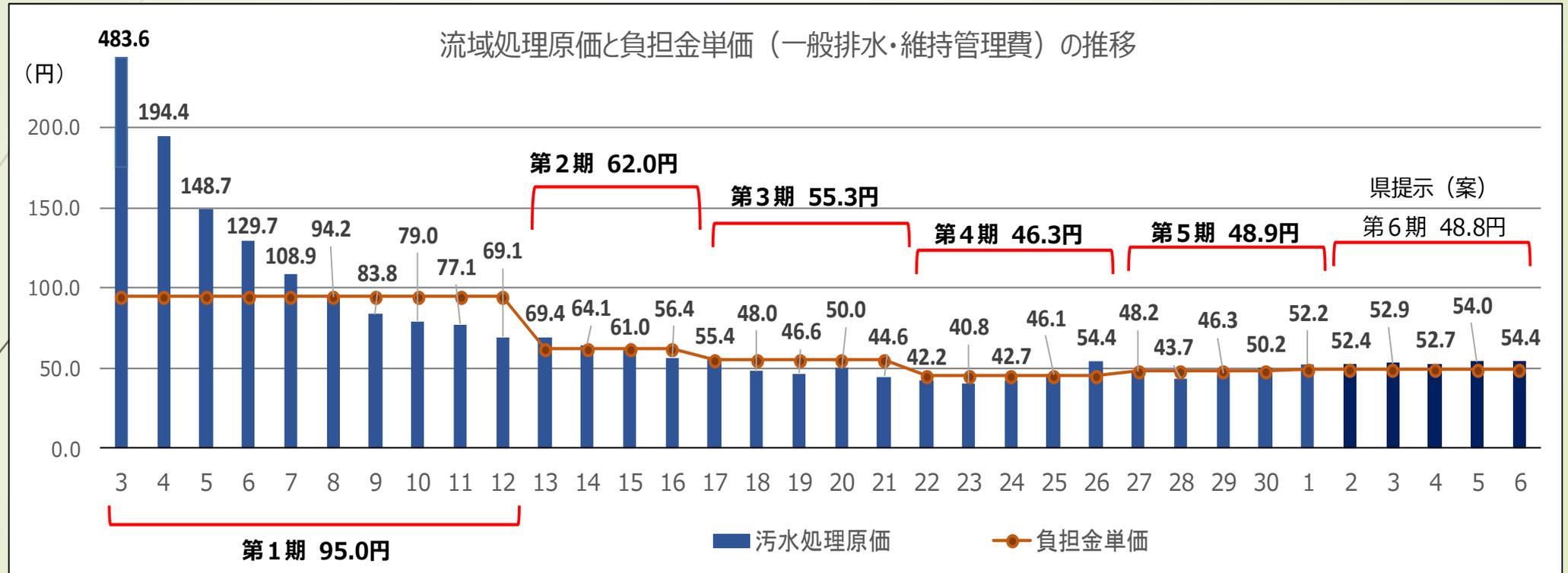
項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一般排水	26,578,730	26,581,381	26,885,206	27,146,249	27,324,625	27,353,274
特定排水	3,595,892	3,786,477	3,812,873	3,848,278	3,857,384	3,857,384
公共不明水	5,385,399	5,466,214	5,525,654	5,579,015	5,612,762	5,617,918
流域不明水	324,157	336,603	336,603	336,603	337,525	336,603
計	35,884,178	36,170,675	36,560,336	36,910,145	37,132,296	37,165,179

東北部処理区では、令和2年度から6年度までの5ヶ年間に於ける流域下水道経営計画を策定し、県と市町の間で維持管理に要する市町負担金に関する協定を締結します。

関係市町報告の計画水量に基づき、一般排水と特定排水に区分した1 m³当たりの負担金単価が決定されます。

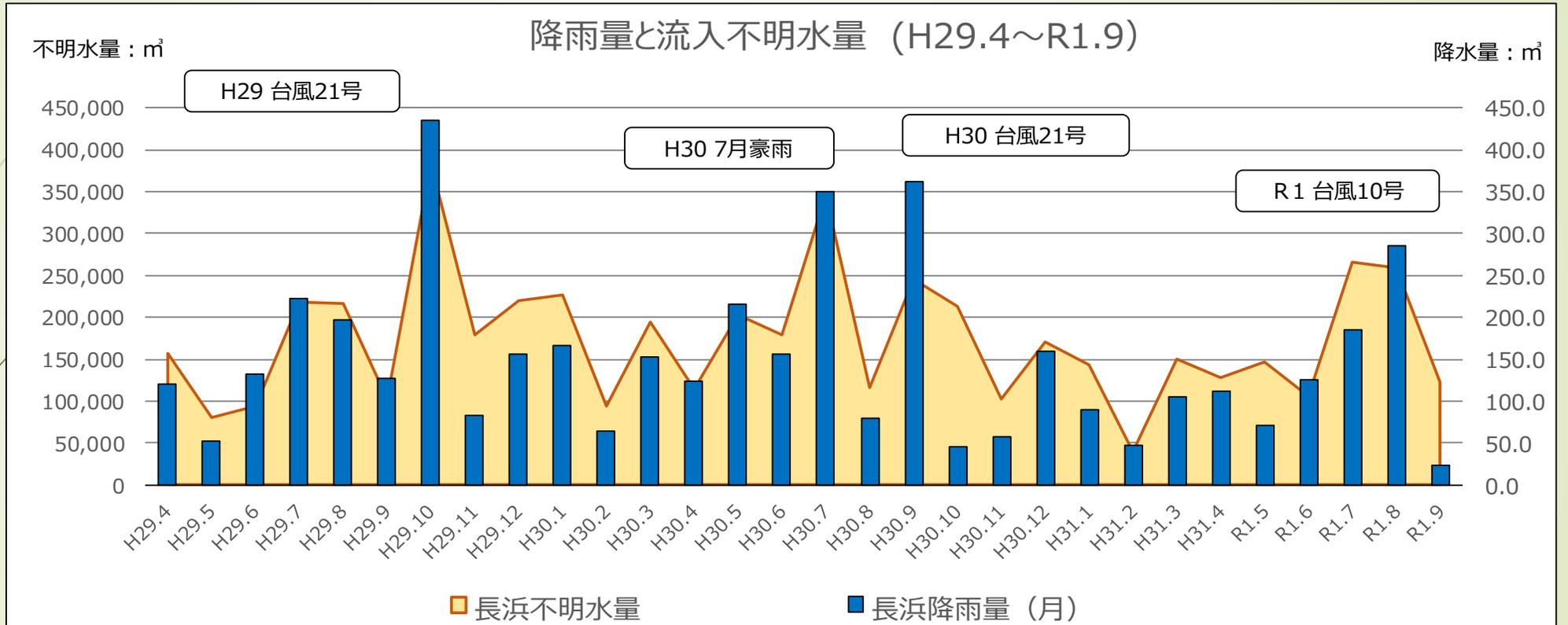
（予定・・・令和2年2月県議会議決・令和2年4月協定締結）

① 流域下水道維持管理計画について



流域処理における原価は、流入量の増加に伴い安定しています。令和元年以降の増加はの消費税率の改正が影響しています。令和2年以降の維持管理に係る負担金単価は、前期と同水準の単価が示されました。

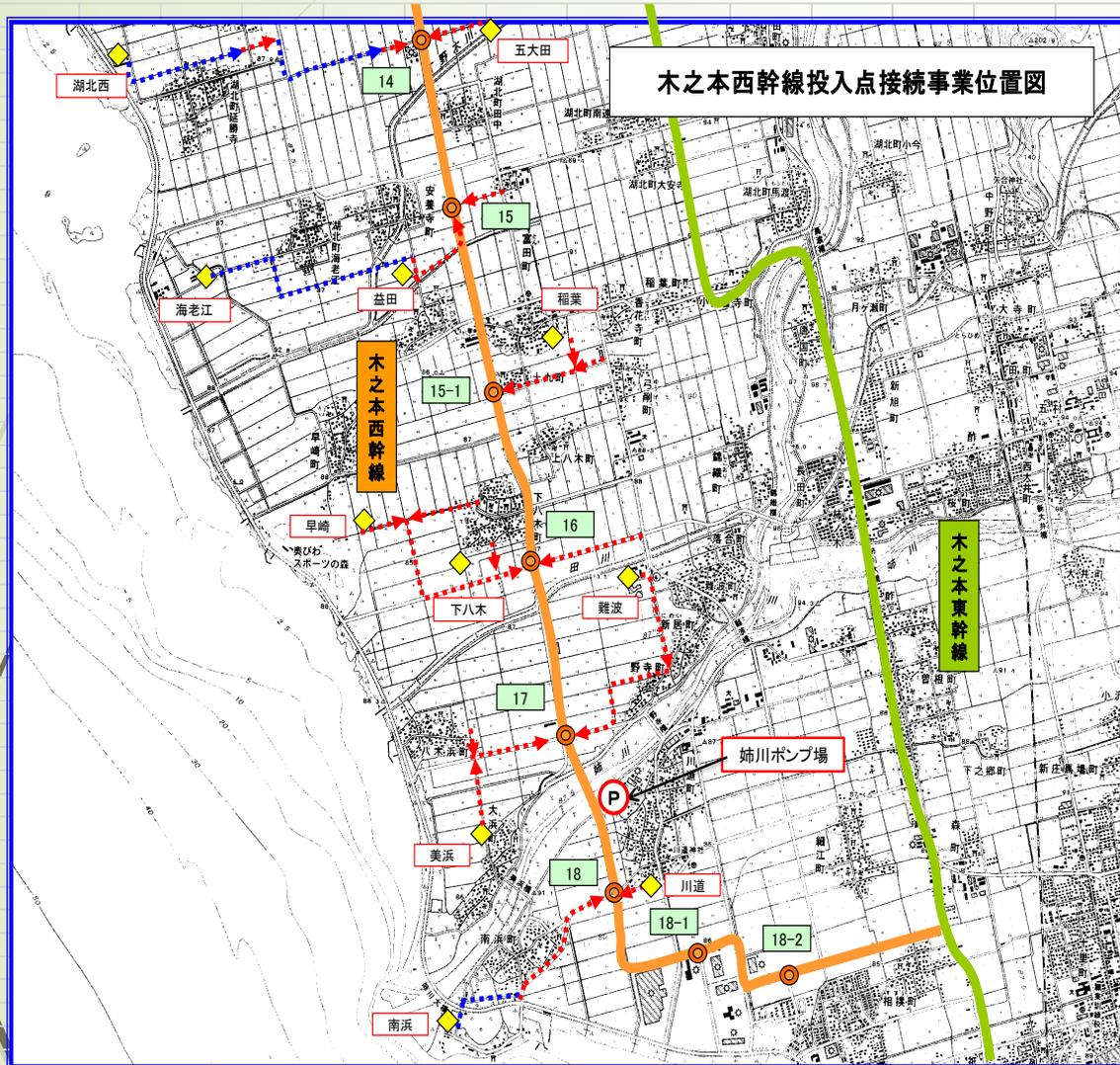
② 流域関連公共下水道維持管理計画について



	平成29年度上半期	平成29年度下半期	平成30年度上半期	平成30年度下半期	令和元年度上半期
不明水量	938,801m ³	1,143,928m ³	1,295,598m ³	813,969m ³	1,028,437m ³
処理水量	6,601,417m ³	6,956,471m ³	6,977,567m ³	6,370,692m ³	6,608,616m ³
不明水率	14.2%	16.4%	18.6%	12.8%	15.6%
流域負担金	56,703,580円	69,093,251円	78,254,119円	49,163,728円	62,117,595円

② 流域関連公共下水道維持管理計画について

中継ポンプ場の廃止計画



木之本西幹線の整備により、木之本東幹線へ圧送処理している中継ポンプを廃止することで管理経費を削減することができます。

また、農業集落排水の処理に設置した中継ポンプについても、公共下水道への接続により不要となるものがあります。

公共下水道事業	2箇所	(びわ工業団地：2)
農業集落排水事業	8箇所	(びわ：8)

② 流域関連公共下水道維持管理計画について

中継ポンプ場の廃止計画

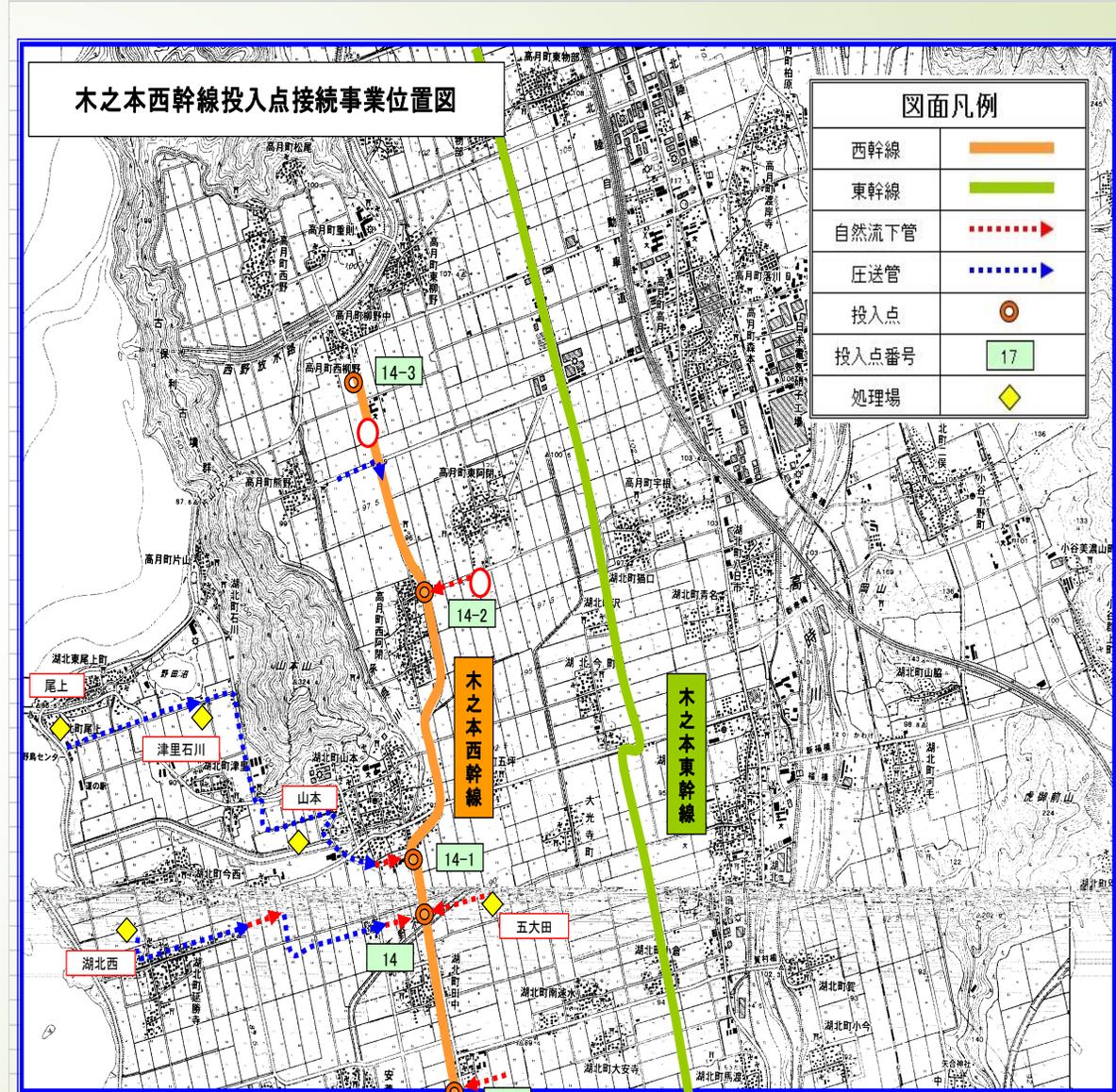
西幹線への農業集落排水の接続は、尾上地区が最北となりますが、現在、木之本東幹線への圧送処理を行っている高月の中継ポンプ廃止を計画し、県に対して西柳野地先まで延伸工事を要望しています。

公共下水道事業 2箇所 (高月：2)

◆ 流域幹線整備に係る補助スキーム

国費 (50/100)
社会資本整備 総合交付金
県費負担 (25/100)
関係市町負担 (25/100)

- ⇒ 企業債借入
後年度償還負担
(市町維持管理負担金)
- ⇒ 長浜市負担率 36.54%
(9.135/100) 企業債借入



② 流域関連公共下水道・農業集落排水処理施設維持管理計画について

	污水管渠		污水ポンプ施設		污水処理場
	公共	農集	公共	農集	農業集落排水
長 浜	317.78km	36.22km	6 施設	15 施設	7 施設 今、鳥羽上、常喜本庄、八条 泉国友郷、神田、西黒田南
浅 井	146.14km	8.81km	12 施設	1 施設	2 施設 田根北、七尾南
び わ	24.82km	41.26km	3 施設	27 施設	7 施設 美浜、稲葉、下八木、南浜、川道 早崎、難波
虎 姫	53.82km		12 施設		
湖 北	41.41km	49.60km	8 施設	19 施設	9 施設 尾上、五大田、湖北西、山本 津里石川、賀小今、丁野二俣 小谷南、上下山田
高 月	101.60km	6.36km	19 施設	1 施設	2 施設 馬上、高野
木之本	83.63km	12.77km	18 施設	10 施設	1 施設 杉野
余 呉		51.55km		66 施設	11 施設 川並、下余呉、中之郷、東野 片岡南部、丹生、坂口、菅並 小谷柳ヶ瀬、椿坂、中河内
西浅井		53.20km		74 施設	13 施設 八田部、黒山、山門中、塩津浜 岩熊、庄、山田小山、塩津北、 塩津中部、大浦、月出、菅浦、余
合 計	769.20km	259.77km	78 施設	213 施設	52 施設

② 流域関連公共下水道維持管理計画について

管路点検調査（公共下水道ストックマネジメント計画）

公共下水道事業					農業集落排水
公共地域	伏越下流部	圧送管吐出先	マンホール点検	管路調査	マンホール点検
長 浜	5箇所	2箇所	674箇所	37,019m	1,503箇所
浅 井		4箇所	539箇所	22,698m	503箇所
び わ		1箇所	28箇所	1,248m	1,593箇所
虎 姫		12箇所	89箇所	3,237m	
湖 北		6箇所	49箇所	1,851m	1,758箇所
高 月		13箇所	238箇所	10,573m	234箇所
木之本	5箇所	18箇所	308箇所	11,522m	
計	10箇所	56箇所	1,925箇所	88,149m	5,591箇所

調査頻度	1年に1度	5年に1度	10年に1度	10年に1度	公共接続まで
------	-------	-------	--------	--------	--------

※接続計画のある農業集落排水処理施設のマンホールについては、公共下水道接続までに実施しています。

② 流域関連公共下水道・農業集落排水処理施設維持管理計画について

平成30年度決算 処理施設の維持管理に要した経費

(単位:千円、税抜)

	汚水管渠		ポンプ施設		污水处理場	
	公共	農集	公共	農集	公共	農業集落排水
	58,595	8,939	38,010	49,025	767,667	444,814
管理経費	公共水質検査（特定事業場排水、流域接続点）、管路点検調査、修繕費、材料費		電気代、修繕費、材料費、遠隔監視保守、施設保守点検		流域下水道維持管理負担金	電気代、薬品費、修繕費、遠隔監視保守、浄化槽検査、汚泥引抜処分、施設保守点検、自家発保安管理、水質検査

滋賀県流域下水道接続等取扱要綱に基づく特定事業場等からの排出水の報告

特定事業場・・・特定施設を設置する工場または事業場

特定施設・・・・・・水質汚濁防止法に規定する特定施設（有害物質等を含む汚水又は廃液を排出する施設）

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設（ダイオキシン類の汚水又は廃液の処理施設）

② 流域関連公共下水道・農業集落排水処理施設維持管理計画について

◆長浜市下水道事業業務継続計画

下水道事業業務継続計画（BCP）とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断せず、たとえ中断しても許容される時間内で、下水道が果たすべき機能を早期に回復するために、平時から災害に備え「下水道BCP」を策定しています。

震度5以上の地震を想定（勤務時間外の場合）

発災	主な行動内容
直後	職員の安否確認・自動参集・指揮系統の確立、下水有働施設の被害概要把握
～2時間	東北部浄化センター処理場との連絡調整
～6時間	下水道対策本部（本庁内）・対策支部（北部振興局内）の立上げ、 関連行政部局（水道企業団・道路部局等）との連絡調整（協力体制）
～8時間	市災害対策本部との連絡調整、滋賀県との連絡調整、被害情報等の情報収集
～1日	緊急調査・緊急点検、関係行政部局との連絡調整（応急復旧協議）
～2日	避難所等のトイレ機能の確保（水洗トイレの状況確認、仮設トイレのし尿受入協議）
～3日	支援要請及び受援体制の整備（判断、被害状況の報告、受入場所の確保、県との連絡対応）
	緊急措置・汚水溢水（被災箇所の溢水解消、し尿収集業者手配、維持管理業者手配） 緊急措置・交通障害対策（関連行政部局との協力、道路陥没）

② 流域関連公共下水道・農業集落排水処理施設維持管理計画について

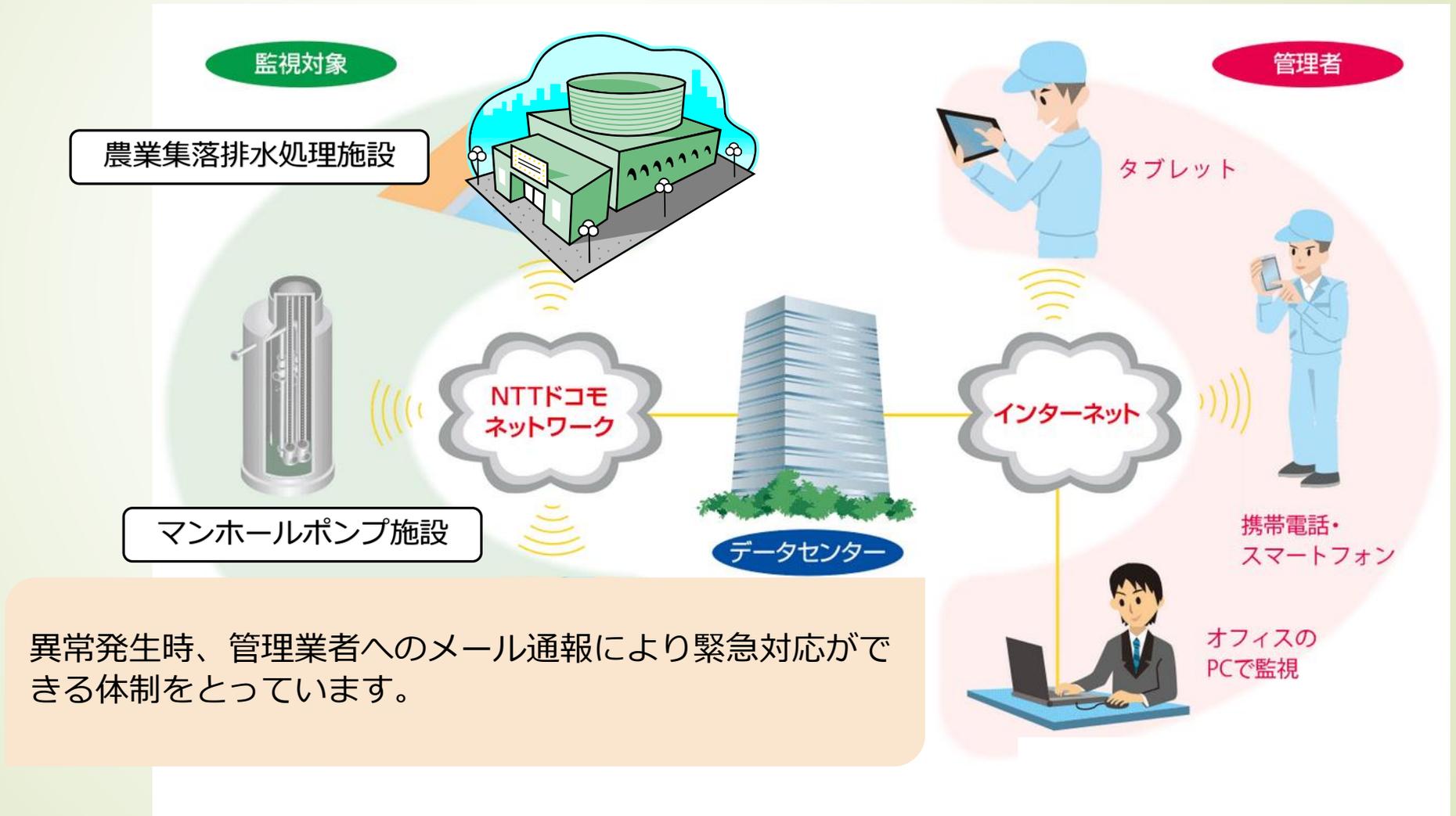
下水道BCP訓練計画（毎年1回以上）



訓練	主な訓練内容
参集訓練	・地震を想定した職員の非常参集
安否確認訓練	・全職員に安否確認、安否集計
本部設置訓練	・対策本部（本庁）現地対策本部の設置
実地訓練	・汚水溢水箇所での仮設ポンプ運転 ・仮設発電機によるマンホールポンプ運転
情報伝達訓練	・本部と現地処理場との情報伝達訓練
	・流域下水道事務所等関係機関との情報伝達訓練
	・施設維持管理業者との情報伝達訓練 ・地元自治会との情報伝達訓練
図上訓練	・訓練シナリオによる対応手順の確認



③農業集落排水処理施設維持管理計画について
遠隔監視システム（緊急通報）による状態監視



③農業集落排水処理施設維持管理計画について 遠隔監視システム（緊急通報）による状態監視

長浜市
ダウンロード 全機場 全機場 全機場 全機場 全機場 システム 終了
運転履歴 故障履歴 日報 月報 年報 管理

長浜市 で現在発生している警報・注意報
警報: 2件
注意報: ありません

余呉川並	余呉中之郷	余呉片岡南部	余呉坂口	余呉橋板	余呉菅並
正常	正常	正常	正常	正常	正常
余呉下余呉	余呉東野	余呉丹生	余呉小谷柳ヶ瀬	余呉中河内	
正常	正常	正常	正常	正常	
高月	木之本	木之本杉野(MP)	木ノ本杉野(真空)		
正常	正常	正常	正常		
西浅井塩津浜	西浅井庄	西浅井山田小山	西浅井塩津北	西浅井塩津中部	西浅井大浦
正常	正常	正常	正常	異常	正常
西浅井余	西浅井菅浦	西浅井山門・中	西浅井八田部	西浅井岩熊	西浅井黒山
正常	正常	正常	正常	正常	正常
湖北尾上	湖北湖北西	湖北山本	湖北黄小今	湖北丁野二保	湖北上下山田
正常	正常	正常	正常	正常	正常
湖北海老江	湖北津里石川	湖北五大田	湖北山脇河毛	湖北小谷南	湖北
正常	正常	正常	正常	正常	正常
びわ南浜	びわ早崎	びわ益田	びわ舞波	びわ	びわ下八木
正常	正常	正常	正常	正常	正常
		浅井			

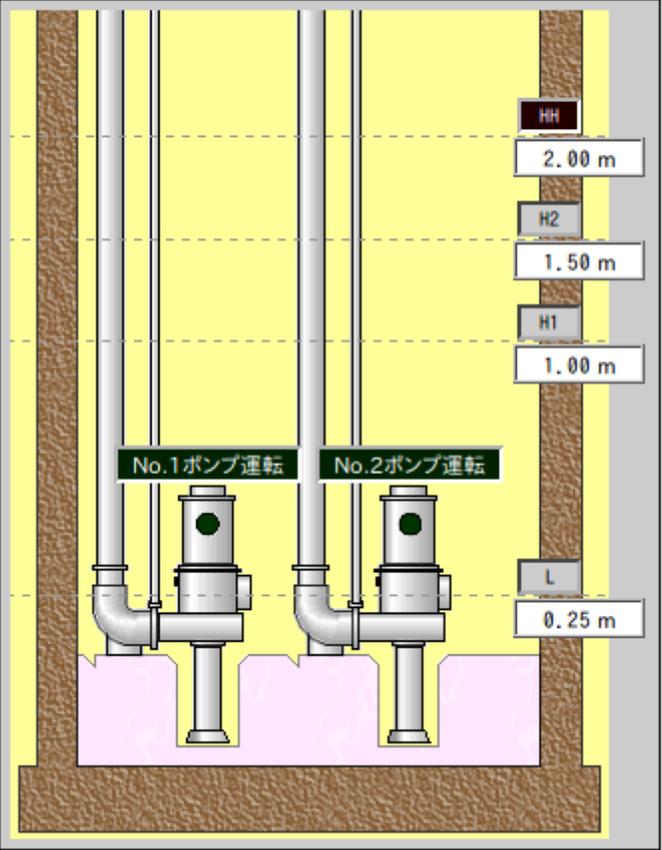
位置表示

③農業集落排水処理施設維持管理計画について

遠隔監視システム（緊急通報）による状態監視

機場名称 塩津中部地区P10 運転方式 並列交互

日報 月報 年報 故障来歴 運転



警報	注意報	状態
No.1ポンプ過負荷	アレスタ劣化	通報中止
No.1ポンプ漏電	装置電源断	
No.2ポンプ過負荷	ボタン電池低下	
No.2ポンプ漏電	装置異常	
異常高水位	通信異常1	
動力停電	通信異常2	

状態更新

通報テスト実施

ステータス表示

状態要求

2019-12-05 03:05:38

通報テスト

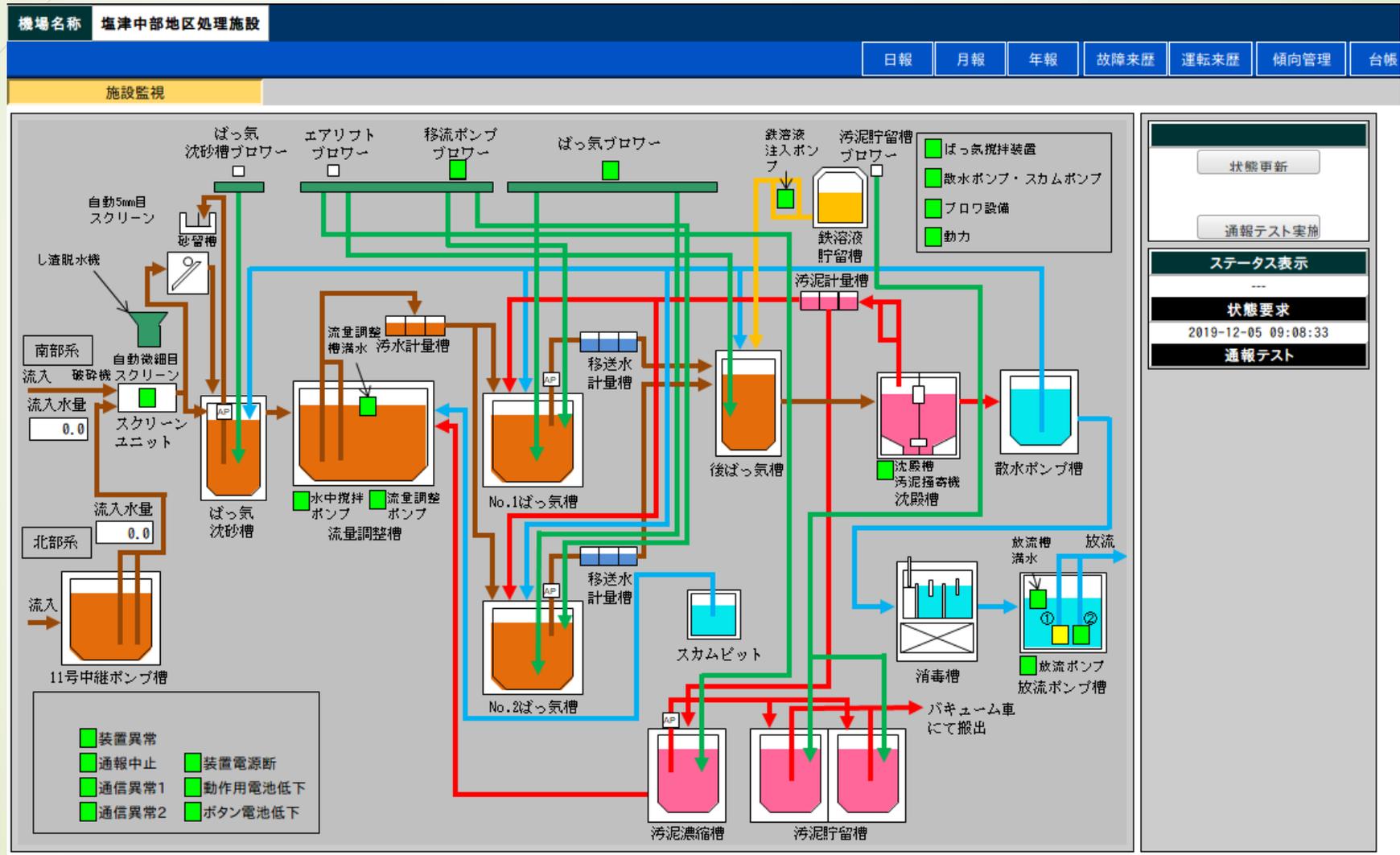
塩津中部地区P10 2019年12月 運転来歴

表示する信号: 全て

信号名称	発生日時	事象		
No.2ポンプ運転	2019-12-04 17:51:25	停止		
No.2ポンプ運転	2019-12-04 17:49:52	運転		
No.2ポンプ運転	2019-12-04 01:19:24	停止		
No.2ポンプ運転	2019-12-04 01:17:50	運転		
No.2ポンプ運転	2019-12-03 17:04:06	停止		
No.2ポンプ運転	2019-12-03 17:02:33	運転		
No.2ポンプ運転	2019-12-02 12:59:30	停止		
No.2ポンプ運転	2019-12-02 12:57:57	運転		
No.2ポンプ運転	2019-12-02 01:06:18	停止		

③農業集落排水処理施設維持管理計画について

遠隔監視システム（緊急通報）による状態監視

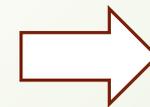


クリーンますの定期的な清掃について（お願い）

下水道等に接続している一般家庭には、台所から出る油などが下水道に流れ込むと、下水処理場で浄化することが困難となり処理水質の悪化を防ぐために「クリーンます」が設置してあります。（※防臭マスとも言います。）台所の流しから、家の外につながっている1個目のマスが「クリーンます」です。

☆「クリーンます」の清掃方法☆

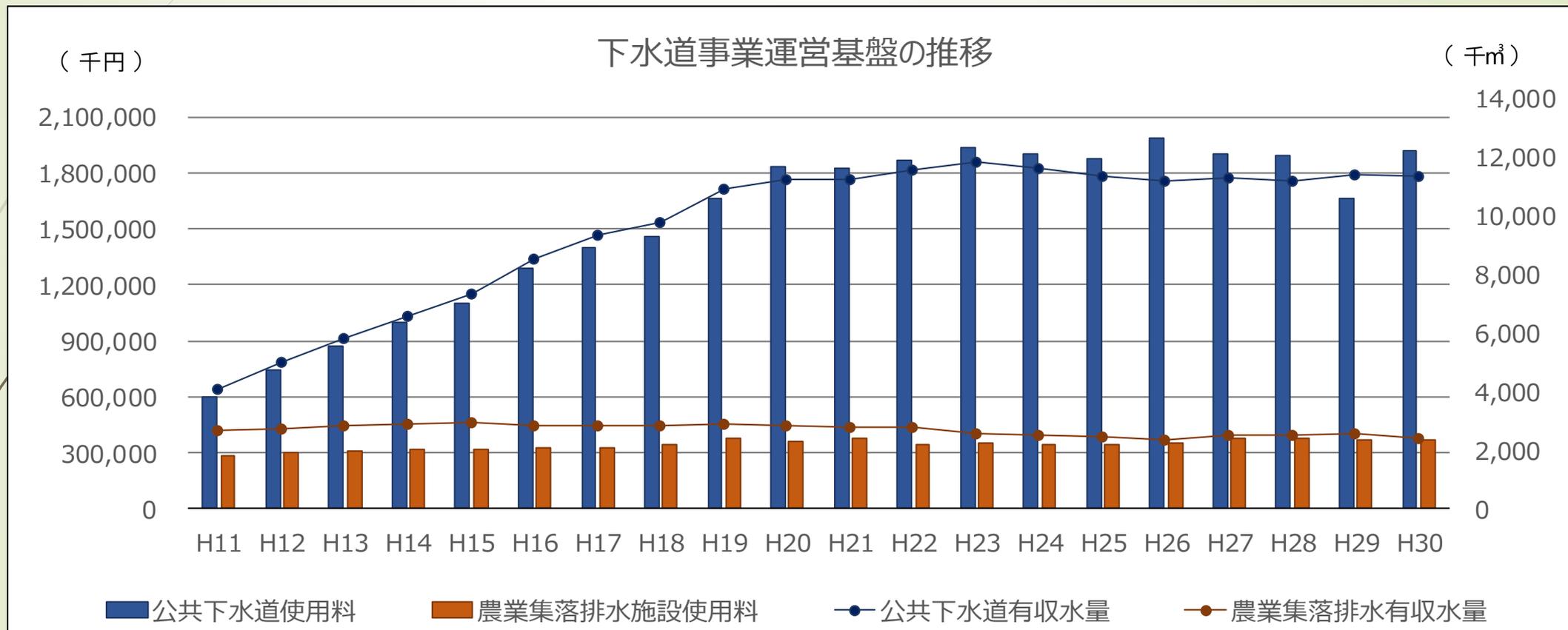
- ① 蓋を開け、汚れをおたまやひしゃくで油類を新聞紙などにすくい上げます。
- ② 固形物を除去するカゴが付いている場合は、カゴにたまったごみも取り除きます。
- ③ 水気を切って出来るだけ乾かし、堆積物は燃えるごみとして処理してください。
- ④ 清掃後は、ホースを使って汚れを流して水を張って蓋をしたら終わりです。



(2) 経営改善の推進について

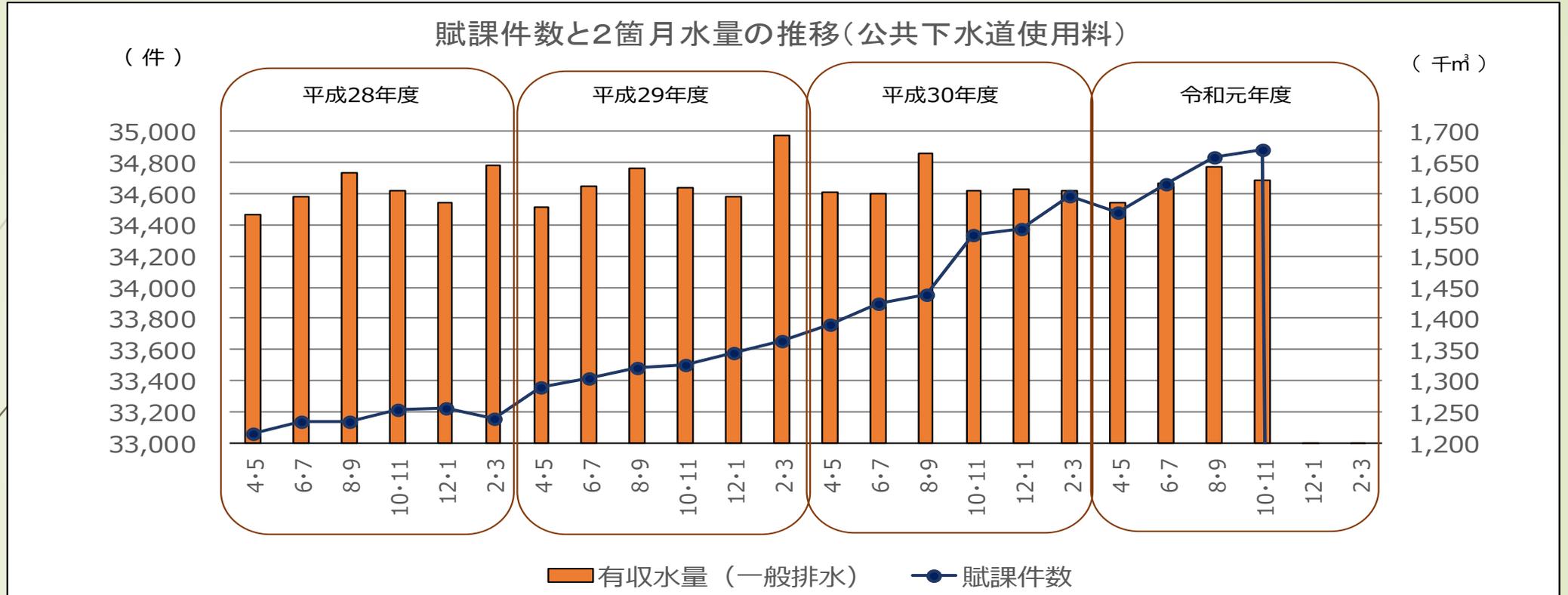
23

① 運営基盤の拡大について



平成11年度以降の運営基盤の推移です。公共下水道使用料の平成26年度収入は、企業団への徴収事務委託による納期調整、平成29年度収入は、企業会計移行による打切決算が影響しています。

① 運営基盤の拡大について



家庭用排水における主な節水の影響

- ◆ 水洗トイレの使用 20ℓ ⇒ 4ℓ
- ◆ 洗濯機 122ℓ ⇒ 72ℓ (ドラム式)
- ◆ 食洗機の使用 手洗い水量の9分の1

賦課件数は、新たな住宅供給や農業集落排水からの接続で増加していますが、有収水量が伸びていかないのが近年の特徴です。これは、節水型機器の普及による一般家庭の使用水量が減少していることが要因と考えられます。

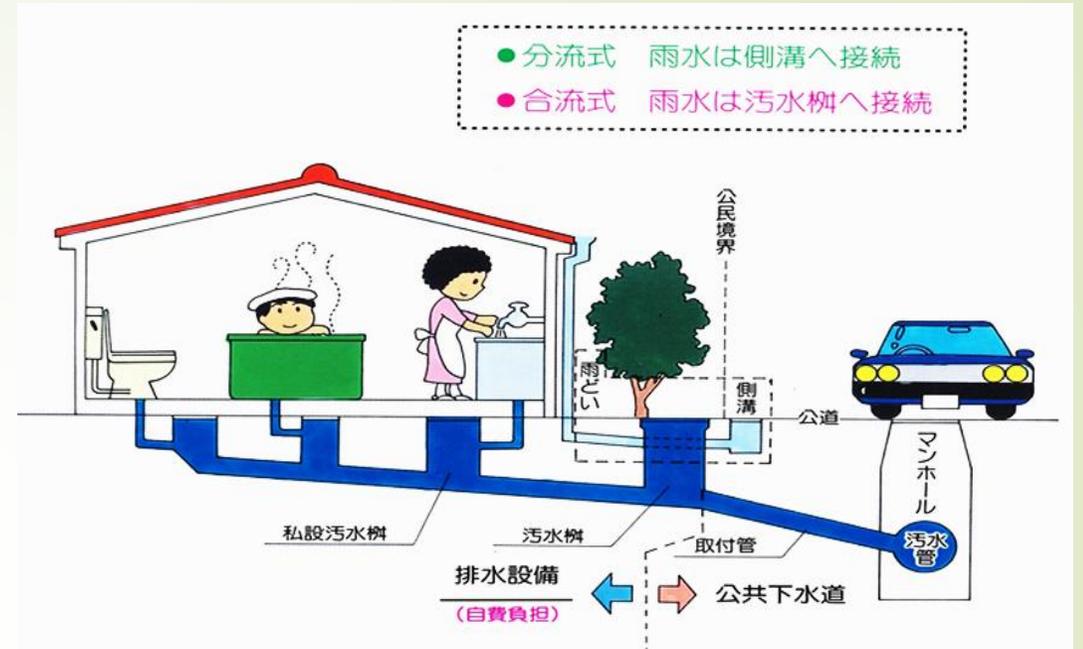
①運営基盤の拡大について

排水設備完了検査件数

	公共	農集
検査	585	65

排水設備検査確認

	件数
汲取から接続	47
単独浄化槽から接続	13
合併浄化槽から接続	10
新設	580
計	650



平成30年度 下水道申請件数

排水設備申請件数

地区	公共	農集
長浜	431	13
浅井	66	2
びわ	5	11
虎姫	19	
湖北	20	6
高月	37	2
木之本	39	3
余呉		11
西浅井		12
計	617	60

公共汚水柵設置申請件数

地区	公共	農集
長浜	139	2
浅井	18	
びわ	3	3
虎姫	8	
湖北	5	3
高月	7	1
木之本	4	
余呉		1
西浅井		
計	184	10

開発による設置件数

地区	公共	農集
長浜	340	
浅井	11	
びわ		
虎姫	5	
湖北		
高月	73	
木之本		
余呉		
西浅井		
計	429	0

合計設置件数

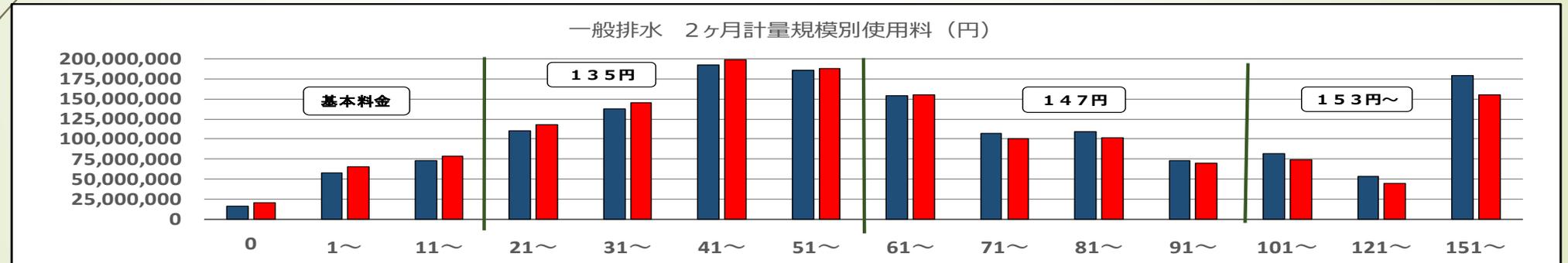
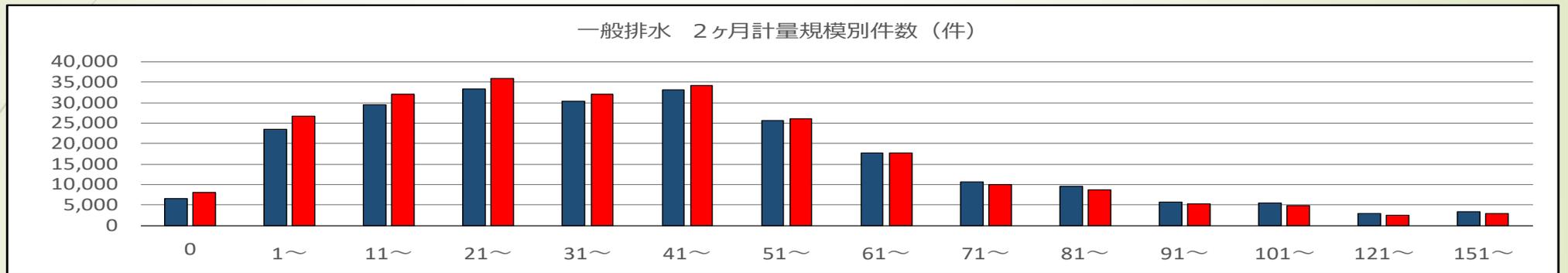
地区	公共	農集
長浜	479	2
浅井	29	0
びわ	3	3
虎姫	13	0
湖北	5	3
高月	80	1
木之本	4	0
余呉	0	1
西浅井	0	0
計	613	10

①運営基盤の拡大について

■ 下水道使用料 規模別使用状況（平成29年度対令和元年度比較）

— 2ヶ月ごとに計量する一般家庭等 —

■ H29 ■ R1



	件数	汚水量	使用料	公共下水道	農業集落排水
平成29年度	237,097 件	10,866,097 m³	1,529,995,915 円	1,192,190,673 円	337,805,242 円
令和元年度	247,292 件	10,734,590 m³	1,517,194,740 円	1,203,706,995 円	313,487,745 円
比較	10,195 件	-131,507 m³	-12,801,175 円	11,516,322 円	-24,317,496 円

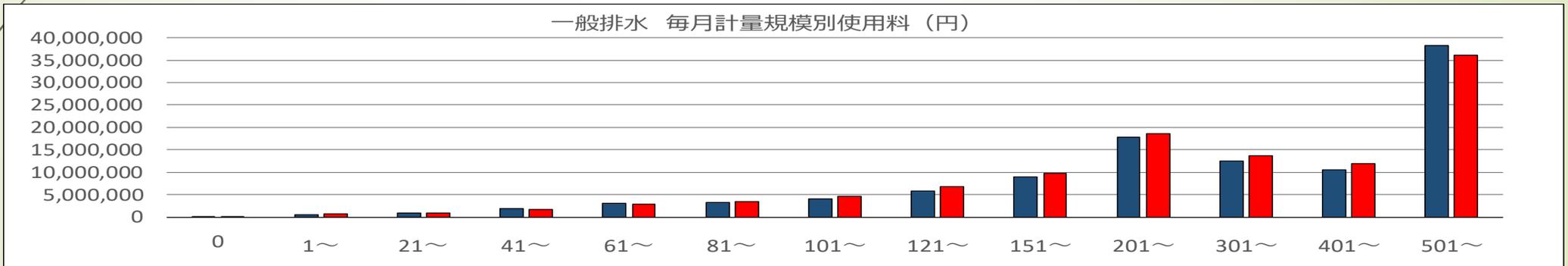
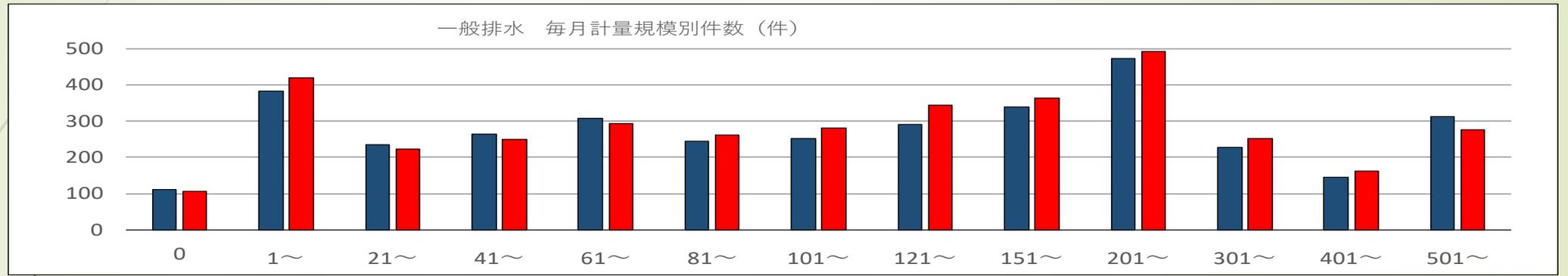
2ヶ年で増加した件数は、1,700件 うち、10m³までの空き家状態が800件確認できる。新築による増加は、節水機器の影響で使用が抑制されている。70m³以上の減少は、人口減少、水回りの改修で下のランクに移っていると考えられる。100m³を超えるランクの減少は公共施設の統廃合も影響している。

①運営基盤の拡大について

■ 下水道使用料 規模別使用状況（平成29年度対令和元年度比較）

－毎月計量する官公庁、事業所等－

■ H29 ■ R1



	件数	汚水量	使用料	公共下水道	農業集落排水
平成29年度	3,587 件	683,481 m ³	107,686,685 円	103,880,546 円	3,806,139 円
令和元年度	3,726 件	707,173 m ³	111,343,018 円	107,517,816 円	3,825,202 円
比較	139 件	23,692 m ³	3,656,333 円	3,637,270 円	19,063 円

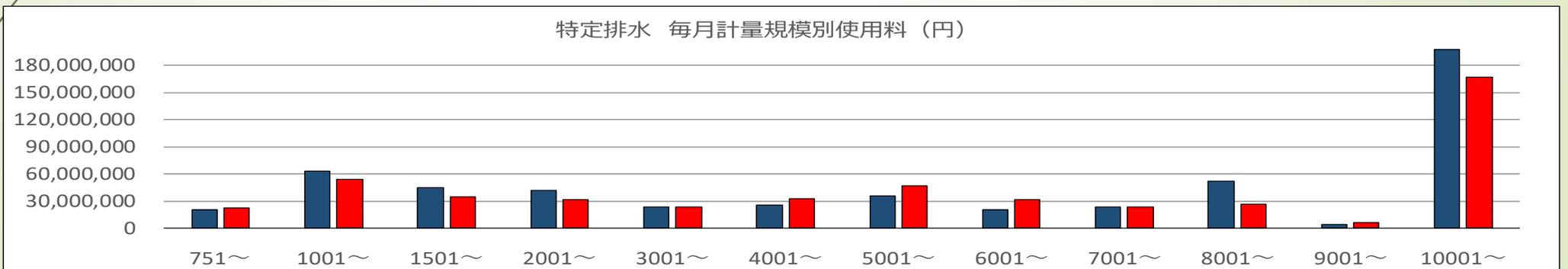
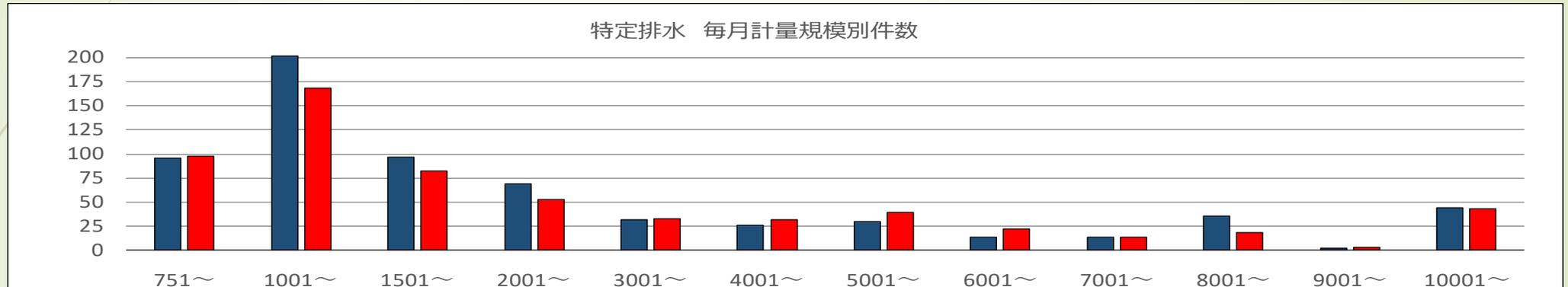
増加している20m³以下は、上位のランクであった中小企業の使用の低迷が考えられ、80m³以上の増加は、文教施設の利用人数の減少、公共施設の統廃合等による500m³以上からの落ち込みや次頁の特定排水からの落ち込みと考えられる。

①運営基盤の拡大について

■ 下水道使用料 規模別使用状況（平成29年度対令和元年度比較）

－ 1月の排水量が750m³を超える工場、事業所等－

■ H29 ■ R1



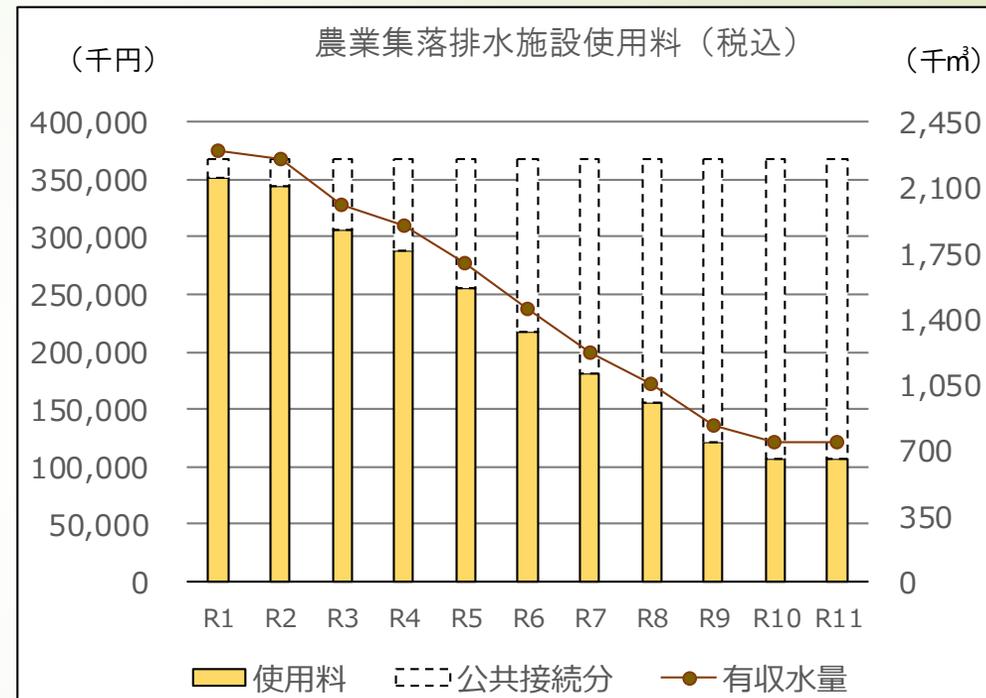
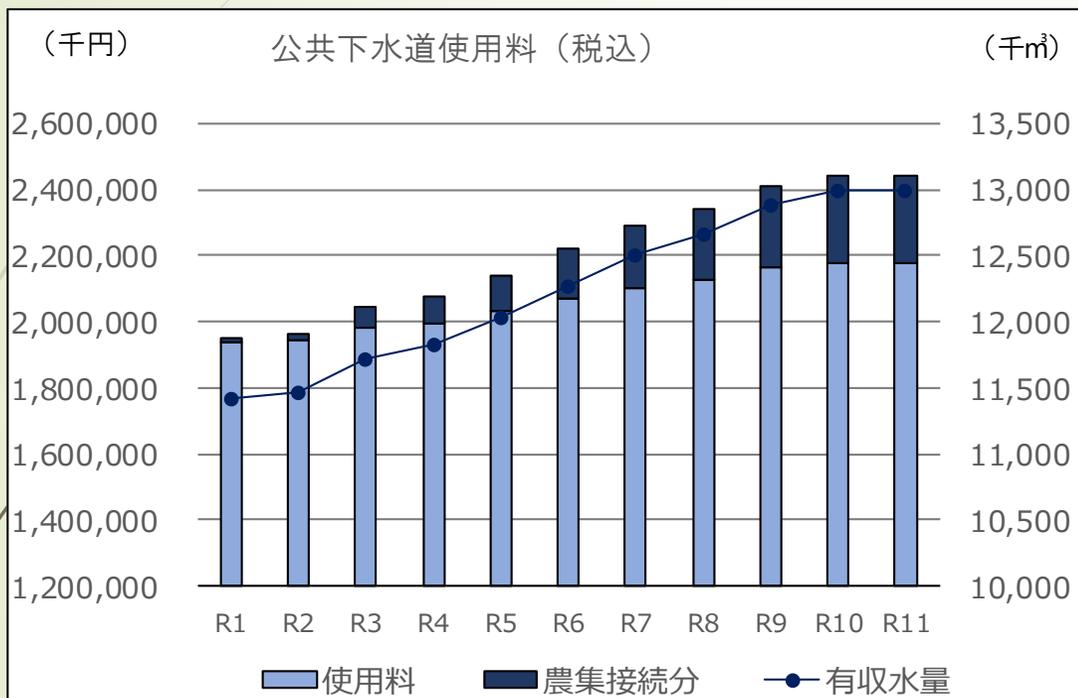
	件数	汚水量	公共下水道
平成29年度	662 件	2,593,344 m ³	555,780,707 円
令和元年度	605 件	2,343,100 m ³	500,959,551 円
比較	-57 件	-250,244 m ³	-54,821,156 円

合計使用料
2,193,463,307 円
2,129,497,309 円
-63,965,998 円

減少した57件は、生産活動の縮小等で一般排水に移ったもの。特定排水の減少が、全体の使用料収入の減少のうち、85%を占めている。

①運営基盤の拡大について

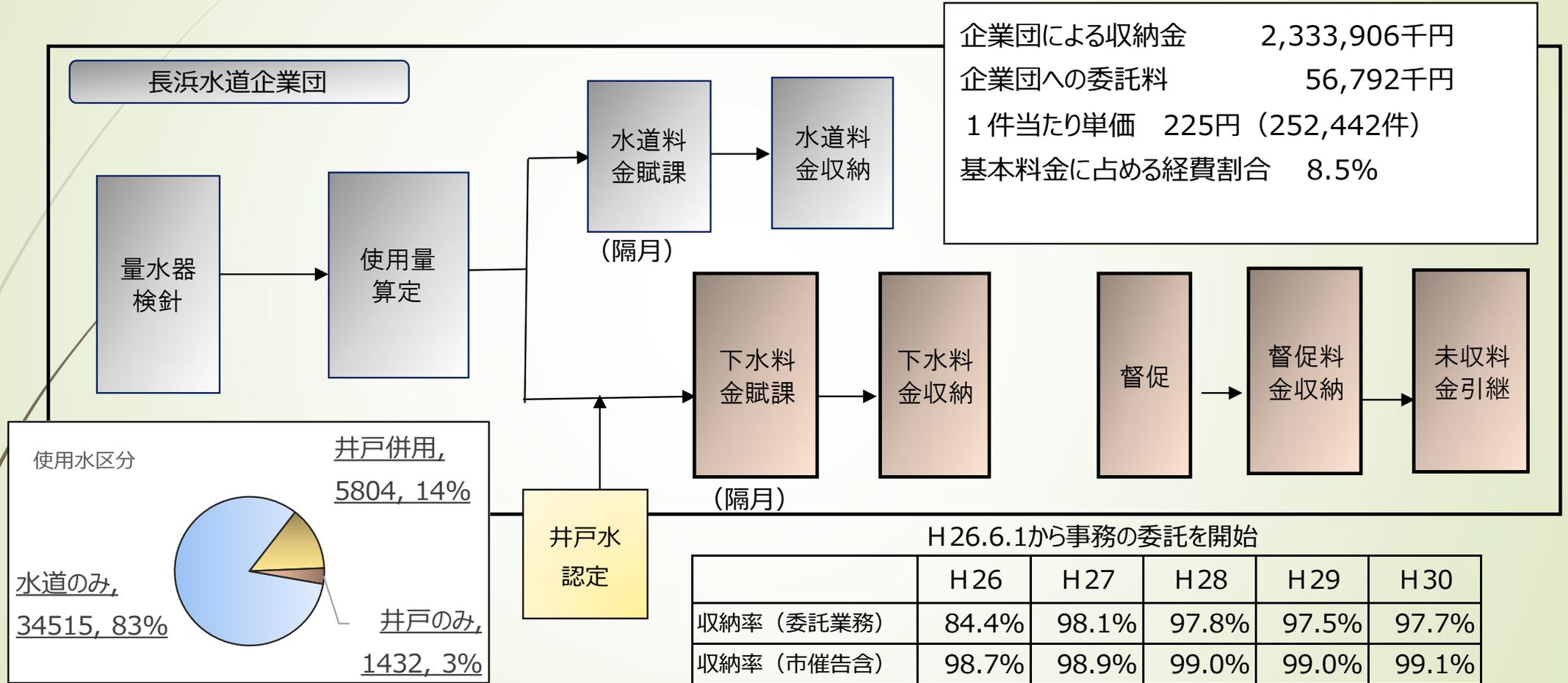
下水道ビジョンの取組による下水道使用料の収入見込み



農業集落排水接続事業の進捗により、公共下水道事業の運営基盤の拡大が図れます。平成30年度決算では、1 m³の処理において、35.6円の利益を計上しており、処理水量の増加に伴う流域負担金の増に対応することができます。一方、農業集落排水事業の収益は減少しますが、一般会計からの補てんで運営しているため施設の廃止により経費の削減が図れます。

②徴収事務の委託・収納対策について

上水道料金・下水道使用料の賦課徴収の流れ



②徴収事務の委託・収納対策について

収納率の向上、未収金の削減

債権管理計画に基づき収納率の向上と未収金額の削減に努めます。未納者に対しては、文書催告による納付指導を実施する他、滞納処分の強化を図ります。

債権管理計画：未収金額・収納率						
	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	第2期債権管理計画（実績）			第3期債権管理計画		
公共使用料						
未収金額	76,979	68,329	61,612	346,990	346,852	346,830
収納率	99.0%	99.0%	99.1%	83.5%	83.5%	83.5%
受益者負担金				企業団委託により、毎年2月、3月請求分は未収金		
未収金額	467	868	850	1,851	1,655	1,522
収納率	100.0%	98.5%	97.8%	96.1%	97.0%	97.0%
農集使用料						
未収金額	9,692	9,272	8,919	9,225	9,224	8,943
収納率	99.4%	99.2%	99.0%	99.1%	99.1%	99.1%

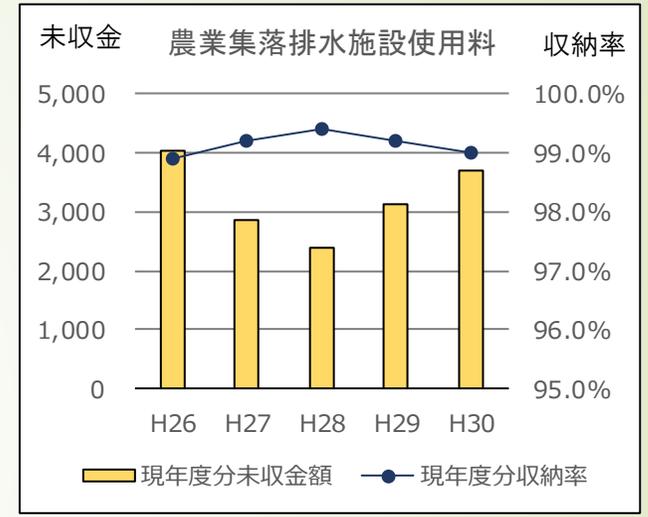
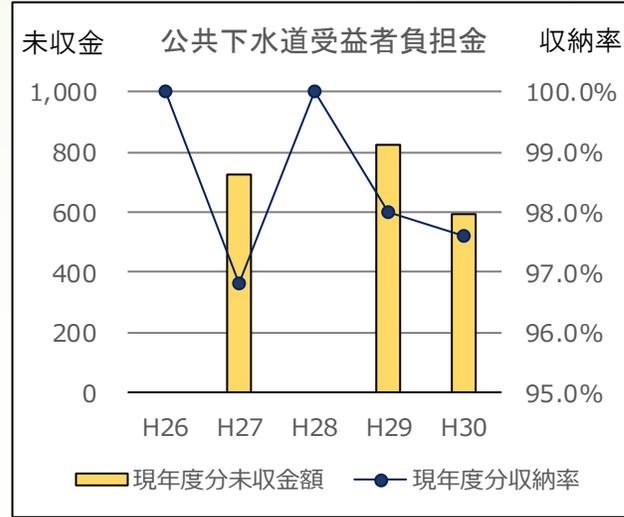
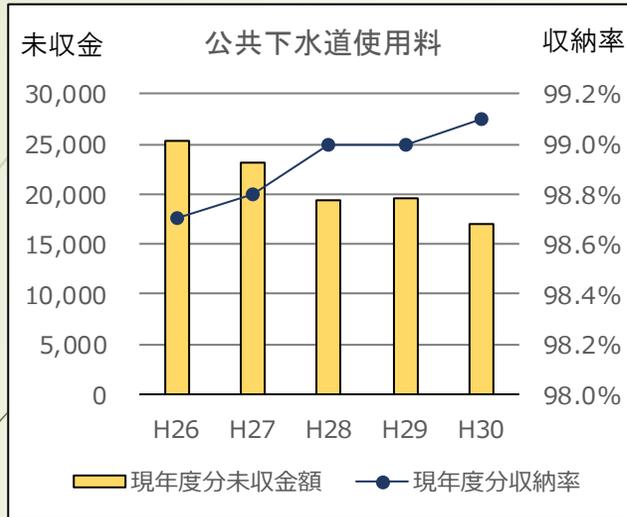
※収納率は現年度分

第3期計画は、企業会計処理を反映しています。

②徴収事務の委託・収納対策について

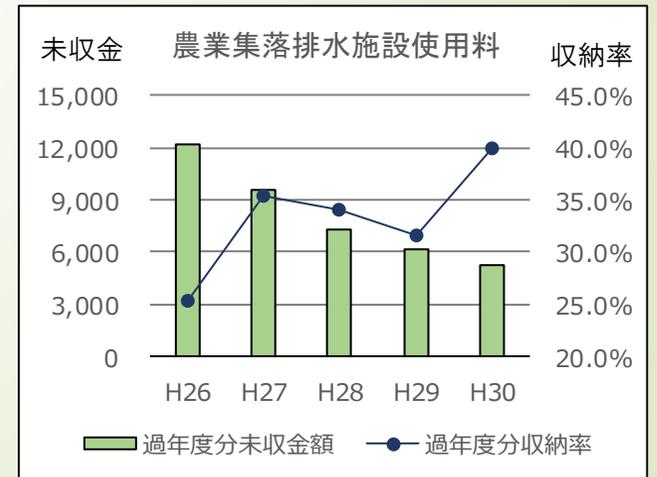
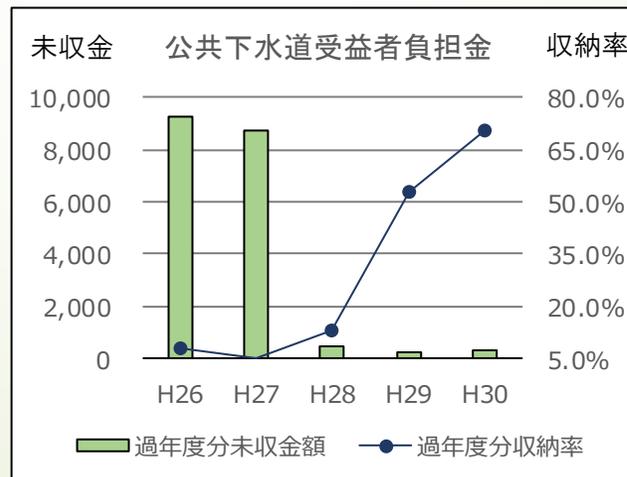
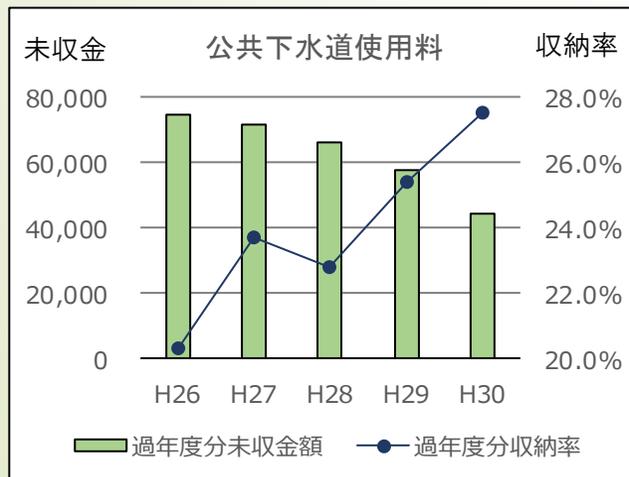
第2期債権管理計画における実績（現年度分：未収金額・収納率）

（単位：千円）



第2期債権管理計画における実績（過年度分：未収金額・収納率）

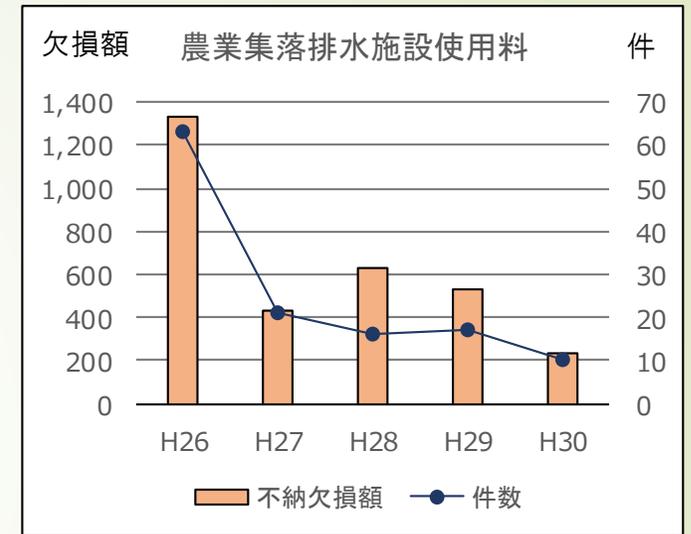
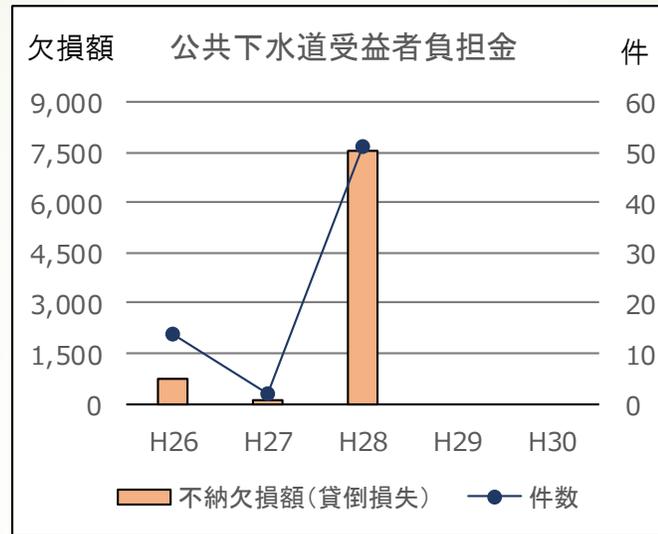
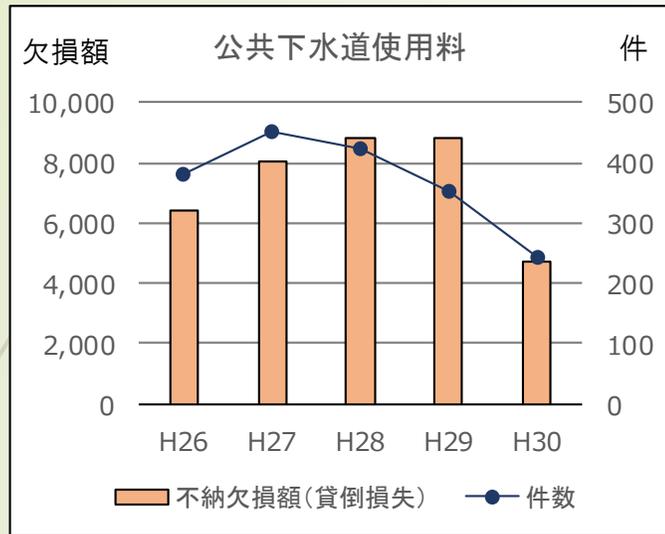
（単位：千円）



②徴収事務の委託・収納対策について

第2期債権管理計画における実績（不納欠損処分額）

（単位：千円）



※債権ごとに定められた時効（下水債権は5年）が完成すれば、徴収権が消滅するため不納欠損処分を行っています。

地方自治法では、納期限内までに納付しない者があるときは督促しなければならないとし、督促を受けたものが納付しないときは、法律（下水道法）で定める使用料等の歳入については、地方税の滞納処分の例により処分することができると定めています。

しかし、根拠法律に基づかない農業集落排水施設使用料の滞納処分には、自力執行権がなく裁判所の手続きが必要となります。

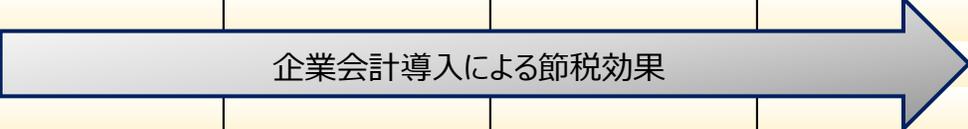
なお、水道料金は民法上の債権とされ、滞納処分には裁判所の手続きを必要とすることから、料金を納付しない者については給水停止ができることを水道企業団で定めています。

よって、未収債権の管理においては、上水道と下水道では違った扱いをしています。

③前期経営計画の取組効果について

地方公営企業法の適用による消費税の影響

消費税申告において、一般会計繰入金のほとんどは特定収入として課税対象としていましたが、移行後は地方公営企業として消費税法の適用を受けることができ、資産の減価償却費、建設改良費へ充てる経費は、特定収入の対象外となり、以後、継続的な消費税の節税が可能となりました。

	法非適事業	法適用事業⇒	(単位：千円)			
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
消費税納付額	96,951	30,044	企業会計導入による節税効果 			

企業会計として適正な会計処理、課税申告事務を行うため、消費税を含む使用料を1円単位まで徴収しています。
 ※10円未満切捨の見直し 42,700件×5円×12月 = 2,562千円

	(単位：千円)					
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
端数処理見直し	854	2,562	適正な企業会計処理 			

④経営改善の推進について

◇ 組織・執務体制について

【平成22年1月1日現在】

市職員数

51名

執務体制	旧長浜市	旧びわ町	旧浅井町	旧虎姫町	旧湖北町	旧高月町	旧木之本町	旧余呉町	旧西浅井町
下水道 料金業務 管理業務 建設業務	本庁 上下水道課	本庁	本庁	本庁	本庁	支所	支所	支所	支所
		支所	支所	支所	支所				
上水道 料金業務 管理業務 建設業務	水道企業団		本庁	水道企業団	本庁	支所	支所	支所	支所
			支所		支所				
			本庁		支所				

【令和元年10月1日現在】

市職員数

27名

下水道事業部

(北部振興局建設課 下水道兼務3名)

執務体制	旧長浜市	旧びわ町	旧浅井町	旧虎姫町	旧湖北町	旧高月町	旧木之本町	旧余呉町	旧西浅井町
下水道 料金業務 管理業務 建設業務	下水道事業部								
	下水道事業部						北部振興局		

地域水道ビジョン	平成23年12月、市の水道事業を段階的に企業団に経営統合することを定めた地域水道ビジョンを策定した
----------	---

給水エリア	旧長浜市	旧虎姫町	旧びわ町	旧浅井町	旧湖北町	旧高月町	旧木之本町	旧余呉町	旧西浅井町
長浜水道企業団	S 38.9.1～		H21.12.14～	H 25.4.1～		H 27.4.1～	上: H 27.4.1～ 簡: H 29.4.1～	H 29.4.1～	

④経営改善の推進について

◇ 上下水道業務の連携強化について

水道企業団連携 平成24年2月、地域水道ビジョンに基づき、業務の一元化に向け連携強化を図ることとした覚書を締結

料金システム統合 平成24年2月、経営統合に係る料金業務の効率化として、上下水道料金システムの構築に関し協定締結

企業団システム	旧長浜市	旧虎姫町	旧びわ町	旧浅井町	旧湖北町	旧高月町	旧木之本町	旧余呉町	旧西浅井町
		H25. 4. 1～ 下水道システムを追加					H26. 6. 1～下水道システムを追加		

徴収事務委託 徴収事務の受委託に関する規約を制定し、平成26年6月からの委託業務を締結

職員派遣協定 水道事業の移管を前に、平成26年度から3年間、企業団職員を北部振興局に配属する派遣協定を締結

簡易水道事業 平成26年3月、簡易水道の統合再編を推進し、維持管理の効率化を図る方向性を示す計画を策定し、
中期経営計画策定 平成29年に水道企業団に経営移管する簡易水道料金を統一し、使用者の負担の公平性を確保することとした

水質管理業務委託 一部の簡易水道で水質基準値を超えたこと等から、平成28年度に限り企業団に水質全般の管理業務を委託

例規の整理 令和元年6月、企業長の権限で執行管理する事務を明確にするため、使用料に係る例規を一本化

④経営改善の推進について

◇ 料金制度について

料金体系		旧長浜市	旧びわ町	旧浅井町	旧虎姫町	旧湖北町	旧高月町	旧木之本町
公共下水道使用料	H18.2.13	従量制	従量制	従量制	従量制	人頭割	従量制	従量制
	H20.1.1	使用料を改定して統一			従量制	人頭割	従量制	従量制
	H22.1.1	旧長浜市の料金制度に統一						

料金体系		旧長浜市	旧びわ町	旧浅井町	旧湖北町	旧高月町	旧木之本町	旧余呉町	旧西浅井町
農業集落排水施設 使用料	H18.2.13	人頭割	均等割	人頭割	人頭割	均等割	—	人頭割	人頭割
	H21.4.1	人頭割で統一			人頭割	均等割	従量制	従量制	人頭割
	H22.1.1	人頭割			人頭割	均等割	従量制	従量制	人頭割
	H26.4.1	平成26年4月使用分から公共下水道使用料に統一							

農業集落排水事業 中期経営計画	平成24年10月、農業集落排水の流域下水道への接続を進め、維持管理の効率化と図る方向性を示した 合わせて、接続後の使用者負担を公共下水道に統一すること、地元の管理組合に役務負担となっていた日常清掃委託を廃止した
--------------------	--

上水道（口径別）料金			下水道使用料			2ヶ月当たり料金（税込）		
水量ランク	税込単価	税抜単価	水量ランク	税込単価	税抜単価	水量	上水道	下水道
～10	1,257	1,142	～10	1,351	1,229	0～20	2,514	2,702
11～20	157	142	11～30	148	135	30	4,084	4,188
21～40	180	163	31～50	161	147	40	5,654	5,672
41～100	188	170	51～100	168	153	50	7,454	7,158
101～250	193	175	101～250	176	160	60	9,254	8,642
251～	193	175	251～	189	172	70	11,054	10,260

当該口径別料金は、びわ、浅井、湖北、余呉、西浅井、木之本の一部

長浜、虎姫は用途別料金体系、一般用は上記口径別の水準 高月上水道、木之本上水道はそれぞれ別途料金体系あり

④経営改善の推進について

◇ 特別会計について

特別会計		長浜市	旧虎姫町	旧湖北町	旧高月町	旧木之本町
公共下水道事業	H22.1.1	4町会計を打ち切り長浜市特別会計に統合				
	H30.4.1	平成30年4月1日 下水道事業会計（地方公営企業法適用）を設置				

※29年度特別会計は打ち切り決算により、未収未払金は特例的収入支出予算を計上した

特別会計		長浜市	旧湖北町	旧高月町	旧木之本町	旧余呉町	旧西浅井町
農業集落排水事業	H22.1.1	5町会計を打ち切り長浜市特別会計に統合					

◇ 受益者負担金制度について

負担金制度	旧長浜市	旧びわ町	旧浅井町	旧虎姫町	旧湖北町	旧高月町	旧木之本町	旧余呉町	旧西浅井町
公共下水道	310円/㎡	480円/㎡	250円/㎡+ 120,000円	400円/㎡	1戸当たり 300,000円	500円/㎡	480円/㎡	-	-
農業集落排水 (加入負担金)	工事負担金 -	工事負担金 -	工事負担金 -	- -	工事負担金+ 300,000円	工事負担金 -	工事負担金+ 525,000円	工事負担金+ 300,000円	500,000円 工事負担金含

※合併前の制度を引き継ぐ受益者負担金制度について、負担の公平性を検証する必要がある

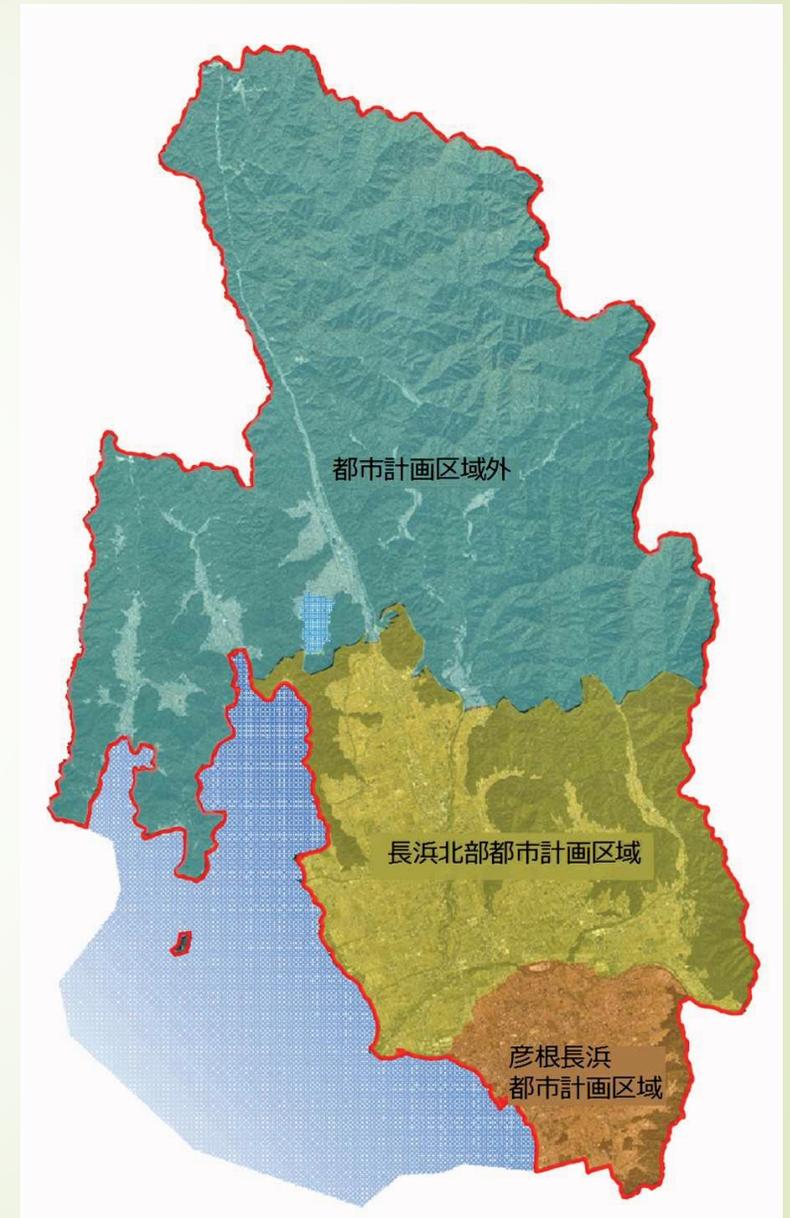
(3) 課題の検討について

① 受益者負担金制度のあり方について

平成28年12月 都市計画マスタープラン改定

合併後の長浜市を「一体の都市」としてのまとまりで考え、長浜市総合計画における将来都市像を踏まえて、都市政策において目指す都市像の明確化、一体感のある土地利用方針への見直し、旧行政界にとらわれない合理的な地域区分への見直しを行いました。

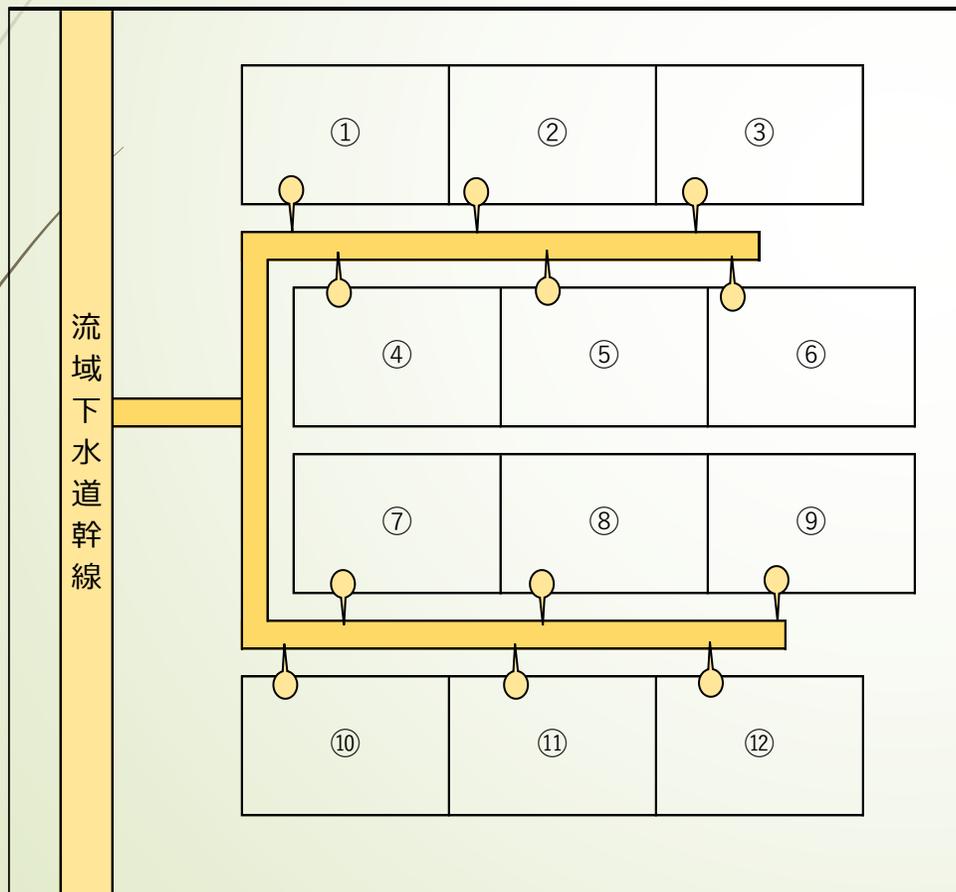
都市計画区域 (再編前)	行政区域 (合併前)	都市計画区域 (再編後)
彦根長浜 都市計画区域	長浜地域	彦根長浜 都市計画区域
	びわ地域	
	虎姫地域	
浅井湖北 都市計画区域	浅井地域の一部	長浜北部 都市計画区域
	湖北地域	
木之本高月 都市計画区域	高月地域	
	木之本地域の一部	



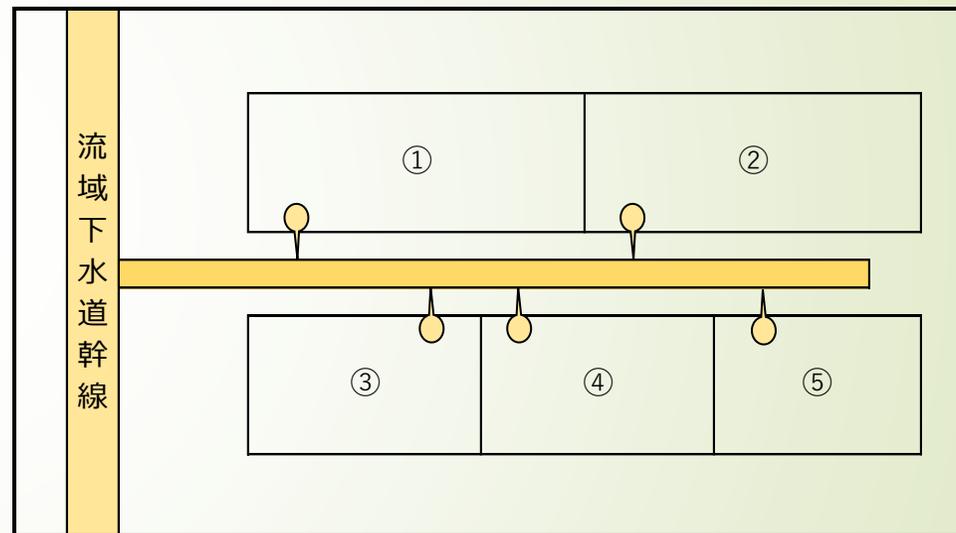
① 受益者負担金制度のあり方について

下水道整備により利益を受けることになった受益者の方から、整備費用の一部を受益者負担金として徴収しています。合併前の市町ごとに設けられた負担区単価は合併後も引き継いでおり、地域によって整備の時期や事業費が異なることから単価に差がある現状です。合併後10年が経過し、都市計画区域が見直されたことや下水道整備が概ね完了していることを考慮すると、負担金制度を検討する時期にあります。

A 負担区：整備 平成元年度 賦課 平成2年度



B 負担区：整備 平成15年度 賦課 平成16年度



事業費 12,000,000円 うち受益者負担金 (5%) 600,000円
負担区面積 1,200㎡ 負担区単価 500円

事業費 20,000,000円 うち受益者負担金 (5%) 1,000,000円
負担区面積 2,400㎡ 負担区単価 420円

①受益者負担金制度のあり方について

公共下水道受益者負担金の状況

	設定	負担区面積 (ha)	賦課済面積 (ha)	整備済面積 (ha)	負担区単価	賦課済率	計画面積 (ha)
長浜地域	H2	1,720.60	1,641.55	1,639.29	310円/㎡	95.41%	115.60
びわ地域	H3	139.20	62.83	170.30	480円/㎡	45.14%	186.20
虎姫地域	H7	265.80	229.51	230.20	400円/㎡	86.35%	
浅井地域	H7	644.40	623.78	596.50	120,000円/枡 + 250円/㎡	96.80%	83.50
湖北地域	H7	200.90	158.07	165.40	300,000円/戸	78.68%	37.90
高月地域	H8	515.00	470.70	469.25	500円/㎡	91.40%	23.60
木之本地域	H11	321.70	322.49	321.40	480円/㎡	100.25%	
合計		3,807.60	3,508.93	3,592.34		92.16%	363.30

平成30年度末現在

※計画面積は、農業集落排水統合、開発予定区域（平成27年度事業計画の見直し）

①受益者負担金制度のあり方について

農業集落排水施設加入負担金の状況

平成22年合併以降、旧町の制度を引継ぎ新規に利用する者に対し、加入負担金を徴収しています。負担額は処理施設整備に地元分担金として徴収した1枧当たりの額で、それぞれの地域では負担の均衡が図れていますが、徴収していない地域もあり公平性が保たれていない状況です。

農業集落排水処理施設は令和10年までにすべてを用途廃止することから、加入負担金の規定は失効しますが、農業集落排水として残る地域は負担の統一に向けた検討が必要となっています。

	規定	加入負担金	工事負担金	これまでの経過
長浜地域	無	－	実費負担	平成26年度までは管理組合（解散済）で徴収
浅井地域	無	－	実費負担	
びわ地域	無	－	実費負担	
湖北地域	有	300,000円	実費負担	平成22年合併時から旧町制度を引き継ぐ
高月地域	無	－	実費負担	
木之本地域	有	525,000円	実費負担	
余呉地域	有	300,000円	実費負担	
西浅井地域	有	500,000円	加入負担金に含む	

※工事負担金とは、公共ますの設置に係る負担金で、すべての地域で工事費相当額を徴収している

①受益者負担金制度のあり方について

ビジョン目標年次における下水道事業区域

	都市計画	下水道事業
長浜地域	彦根長浜	公共下水道
浅井地域	長浜北部	
びわ地域		
虎姫地域		
湖北地域		
高月地域		
木之本地域		
(高時地域)	都市計画 区域外	農業集落排水
(杉野地域)		
余呉地域		
西浅井地域		

審議会答申を受けての負担の公平性確保

	水道加入金	下水道使用料
長浜地域	負担統一 H27.4.1～	負担統一 H26.4.1～
浅井地域		
びわ地域		
虎姫地域		
湖北地域		
高月地域		
木之本地域		
余呉地域	H26.3.26 審議会答申	H24.11.30 審議会答申
西浅井地域		

農業集落排水として残る地域の公共ます設置（加入負担金）の状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
杉野地域	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
余呉地域	1	6	4	2	1	2	—	1	—	17
西浅井地域	1	2	1	4	3	6	1	3	—	21